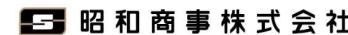


保険商品のご案内にあたって

—比較推奨販売方針—



この度は保険商品ご提案の機会をいただき、誠にありがとうございます。

弊社は、下記「1. 弊社の取扱保険会社」のとおり、複数の損害保険会社・生命保険会社と代理店契約を締結し、多様な保険商品の取扱いを可能としております。

ご提案にあたっては、下記「2. 特定の保険会社を推奨する理由」に基づいて選定した「3. 弊社が推奨する保険会社」の中からお客様のご意向をお伺いし、更に保険商品を絞り込むこととしており、絞り込んだ保険の商品概要をお客さまにご説明したうえで、最終的なご提案商品を決定いたします。

なお、お客様の求めに基づき、弊社取扱商品の中での比較説明や、他の選定基準・理由による販売を行う場合は、法令等に則り適切にご説明・販売します。

必ずご確認のうえ、保険ご加入をご判断いただきますようお願いいたします。

記

1. 弊社の取扱保険会社

損害保険会社	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 AIG損害保険株式会社 共栄火災海上保険株式会社 セコム損害保険株式会社 損害保険ジャパン株式会社 Chubb損害保険株式会社 東京海上日動火災保険株式会社 日新火災海上保険株式会社 三井住友海上火災保険株式会社 楽天損害保険株式会社 SOMPOダイレクト損害保険株式会社
生命保険会社	明治安田生命保険相互会社 アフラック生命保険株式会社 エヌエヌ生命保険株式会社 ソニー生命保険株式会社 SOMPOひまわり生命保険株式会社 ジブラルタ生命保険株式会社 第一生命保険株式会社 大同生命保険株式会社 東京海上日動あんしん生命保険株式会社 日本生命保険相互会社 マニュライフ生命保険株式会社 三井住友海上あいおい生命保険株式会社 メットライフ生命保険株式会社 アクサ生命保険株式会社 オリックス生命保険株式会社 住友生命保険相互会社 第一フロンティア生命保険株式会社 T&Dフィナンシャル生命保険株式会社 ブルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社 三井住友海上プライマリー生命保険株式会社 メディケア生命保険株式会社

2. 特定の保険会社を推奨する理由

弊社の経営方針として、以下の理由等を総合的に勘案して保険会社を選定しています

- 弊社と保険会社の人的ないし資本的関係
- 過去の保険商品の取扱実績・事務手続きの習熟度
- 保険会社の規模・保険会社の取扱商品の商品優位性

3. 弊社が推奨する保険会社

保険会社	保険種類	保険会社名
損害保険会社	損害保険	① あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 東京海上日動火災保険株式会社 損害保険ジャパン株式会社 三井住友海上火災保険株式会社
生命保険会社	生命保険 (がん医療保険等以外) (③・④を除く)	② 明治安田生命保険相互会社 日本生命保険相互会社 東京海上日動あんしん生命保険株式会社 SOMPOひまわり生命保険株式会社 三井住友海上あいおい生命保険株式会社 エヌエヌ生命保険株式会社 (*法人のお客さま向け) 第一生命保険株式会社 (*法人のお客さま向け) 大同生命保険株式会社 (*法人のお客さま向け)
	一時払終身保険	③ 日本生命保険相互会社
	学資保険	④ アフラック生命保険株式会社 (*個人のお客さま向け)
	生命保険 (がん医療保険等) (⑥を除く)	⑤ 東京海上日動あんしん生命保険株式会社 SOMPOひまわり生命保険株式会社 三井住友海上あいおい生命保険株式会社 アフラック生命保険株式会社 エヌエヌ生命保険株式会社 (*法人のお客さま向け)
	限定告知医療保険	⑥ 東京海上日動あんしん生命保険株式会社 SOMPOひまわり生命保険株式会社 三井住友海上あいおい生命保険株式会社 アフラック生命保険株式会社 メットライフ生命保険株式会社

* 上表のほか、以下の保険商品は「弊社が推奨する保険種類」となります。

- ①弊社ホームページからインターネット経由で申込可能としている保険商品
- ②弊社取引保険会社によるアウトバウンド、Web申込システムを活用し保険募集を行う場合、当該保険会社及びその関連会社の商品
- ③特定の団体を対象とするか、または特定の物品・サービスに付帯する保険制度商品

4. お客様から保険会社・保険商品についてご希望がある場合

お客様から保険会社・保険商品についてご希望がある場合は、上記「1. 弊社の取扱保険会社」の範囲であれば、上記「3. 弊社が推奨する保険会社」以外の商品であってもご提案可能ですので、弊社保険募集人にその旨お申付けください。

なお、既にご加入の契約の更改・追加をご希望の場合には、原則として同一商品をご提案いたします。

5. その他

弊社は、損害保険契約締結の代理(*)と生命保険契約締結の媒介を行う、複数の保険会社の商品を取扱う（乗合）代理店です。損害保険契約は告知受領権を有していますが、生命保険契約の告知受領権は有しておりません。

* SOMPOダイレクト損害保険株式会社および日新火災海上保険株式会社の一部商品は保険契約締結の媒介になります。

(2016年5月29日制定) (2025年4月1日改定)

以上